



山形県公報

平成17年5月20日(金)
第1643号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 基本測量の実施の通知.....     | (農村計画課) ...555         |
| 土地改良事業施行の適当の決定..... | (最上総合支庁農村計画課) ...556   |
| 土地改良区の定款変更の認可.....  | (置賜総合支庁農村計画課) ... 同    |
| 道路の区域の変更.....       | (村山総合支庁西村山総務建築課) ... 同 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| 山形県教育委員会5月定例会の招集..... | 557 |
|-----------------------|-----|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|-----------------------------|---|

### 企業局関係

#### 規 程

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|-------------------------------|---|

#### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 公金の徴収及び収納事務の委託..... | 558 |
|---------------------|-----|

### 公 告

|                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ...559 |
| 同.....                    | (最上総合支庁企画振興課) ... 同  |
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... | (出納局) ...560         |
| 平成17年度教科書展示会の開催.....      | (教育委員会) ... 同        |

## 告 示

### 山形県告示第467号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成17年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 基本測量を実施する地域  
山形市  
長井市  
東根市

- 2 基本測量を実施する期間  
平成17年 5月16日から平成18年 2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

山形県告示第468号

最上町から土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成17年 5月10日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成17年 5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し（法田地区）
- 2 縦覧に供する場所  
最上町役場
- 3 縦覧に供する期間  
平成17年 5月20日から同年 6月17日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年 5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
白川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市今泉552番地
- 3 認可年月日  
平成17年 5月10日

山形県告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成17年 5月20日から同年 6月 2日まで縦覧に供する。

平成17年 5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 大江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延 長         |
|-----------------------------------------------|------|------------------------|-------------|
| 西村山郡大江町大字月布字地ノ沢518番 1 から<br>同 大字貫見字小迎46番 1 まで | 旧    | 30.5 メートル<br>┆<br>8.0  | メートル<br>595 |
| 同 上                                           |      | 39.6 メートル<br>┆<br>15.4 | メートル<br>472 |
| 同 上                                           | 新    | 39.6 メートル<br>┆<br>15.4 | 同 上         |

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第 8 号

山形県教育委員会 5 月定例会を次のとおり招集した。

平成17年 5月20日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成17年 5月24日(火) 午後 2 時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成18年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (2) 山形県社会教育委員の解囑及び委囑について
  - (3) 山形県立図書館協議会委員の委囑（任命）について
  - (4) 教職員の人事に係る臨時専決処理の承認について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県選挙管理委員会告示第86号

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 5月20日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程  
山形県選挙管理委員会規程（昭和32年 3 月県選挙管理委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。  
第15条第 2 項の表所管区域の欄中「、西田川郡」を削る。

附 則

この規程は、平成17年10月 1 日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業局管理規程第16号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年 5月20日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程  
山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年 8 月県電気事業管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 1 項の表を次のように改める。

| 構 造                                | 建設年次別区分                   | 公 舎 面 積 区 分 |            |
|------------------------------------|---------------------------|-------------|------------|
|                                    |                           | 70平方メートル未満  | 70平方メートル以上 |
| 木 造                                | 平成15年以降                   | 292円        | 359円       |
|                                    | 平成10年から平成14年まで            | 286         | 350        |
|                                    | 平成5年から平成9年まで              | 279         | 342        |
|                                    | 昭和63年から平成4年まで             | 272         | 334        |
|                                    | 昭和60年から昭和62年まで            | 265         | 325        |
|                                    | 昭和58年及び昭和59年              | 229         | 281        |
|                                    | 昭和53年から昭和57年まで            | 215         | 265        |
|                                    | 昭和48年から昭和52年まで            | 163         | 210        |
|                                    | 昭和43年から昭和47年まで<br>昭和42年以前 | 137<br>112  | 173<br>145 |
| 組 積 造                              | 平成15年以降                   | 292         | 359        |
|                                    | 平成10年から平成14年まで            | 286         | 350        |
|                                    | 平成5年から平成9年まで              | 279         | 342        |
|                                    | 昭和63年から平成4年まで             | 272         | 334        |
|                                    | 昭和60年から昭和62年まで            | 265         | 325        |
|                                    | 昭和58年及び昭和59年              | 229         | 281        |
|                                    | 昭和53年から昭和57年まで            | 222         | 273        |
|                                    | 昭和48年から昭和52年まで            | 201         | 249        |
|                                    | 昭和47年以前                   | 176         | 220        |
| 鉄骨鉄筋コンクリート<br>造、鉄筋コンクリート造<br>及び鉄骨造 | 平成15年以降                   | 292         | 359        |
|                                    | 平成10年から平成14年まで            | 286         | 350        |
|                                    | 平成5年から平成9年まで              | 279         | 342        |
|                                    | 昭和63年から平成4年まで             | 272         | 334        |
|                                    | 昭和58年から昭和62年まで            | 263         | 322        |
|                                    | 昭和53年から昭和57年まで            | 247         | 303        |
|                                    | 昭和50年から昭和52年まで            | 221         | 272        |
|                                    | 昭和48年及び昭和49年              | 207         | 255        |
|                                    | 昭和47年以前                   | 189         | 235        |

別表第2項第1号中「80平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同表第3項中「世帯者用公舎にあつては16,000円、単身者用公舎にあつては7,100円」を「29,000円」に改める。

附 則

- この規程は、平成17年7月1日から施行する。
- 平成17年7月1日から同年12月31日までの間における公舎料の額は、改正後の別表の規定により算定される公舎料の額(以下「改正後の公舎料」という。)が改正前の別表の規定により算定される公舎料の額(以下「改正前の公舎料」という。)を超える場合には、改正後の別表の規定にかかわらず、改正後の公舎料から当該超える額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を控除した額とする。

告 示

山形県企業告示第2号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、次のとおり公金の徴収の事務を委託した。

平成17年5月20日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

- 1 委託した事務  
駐車場事業に係る山形県営駐車場料金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人山形県公営企業振興協会
  - (2) 所在地 山形市緑町一丁目9番30号
- 3 委託期間  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

---

## 公 告

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 東北カモシカセンター
  - (2) 代表者の氏名  
石澤 實
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市大字滑川990番地の10
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、保護されたニホンカモシカが自然に戻り、健全な社会生活に復帰できるようリハビリを行う施設を設置しそれらを運営管理する。さらに、この施設内にカモシカに関する資料収集、展示し、来訪者に「ニホンカモシカ」を通じて自然環境や野生動物に関する情報を提供する。これらの施設を利用して、「自然環境教育」「命の尊厳に対する教育」を行う。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 あにまるにーず
  - (2) 代表者の氏名  
貴田 忍
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県最上郡最上町大堀字立石925番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、動物愛護の精神の啓蒙普及を図るイベントの開催及び参加、また、動物の適正飼育に関わる相談及び情報提供業務等を行うことによって、生命の尊重や友愛、平和の情操を育み、人間と動植物が共存する社会を構築し、アニマル・アシステット・セラピー及びアニマル・アシステット・アクティビティーの普及活動

をする。また、関係機関と連携しながら、セミナーやワークショップなどを通し、地域社会が障害児・障害者・動物への理解を深め共に生きる社会の実現を目指すことを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年 5月20日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県財務会計システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県出納局総務課会計指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2770
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北営業支店 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- 5 随意契約に係る契約金額 年額34,986,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当

平成17年度における教科書展示会の開催は、次のとおりとする。

平成17年 5月20日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

- 1 教科書展示会の開始の時期  
平成17年6月17日(金)
- 2 教科書展示会の期間  
14日間 (各日午前9時から午後4時45分までとする。)
- 3 会場及び展示内容

| 教科書センター 所在地・名称                  | 展示する教科書の区分                          |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| 天童市大字山元字犬倉津2515番地<br>山形県教育センター  | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 山形市城西町二丁目2の15<br>山形市総合学習センター    | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 上山市元城内5番5号<br>上山市立上山小学校         | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 寒河江市大字西根字石川西355番地<br>山形県村山教育事務所 | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 村山市中央一丁目3番6号<br>北村山視聴覚教育センター    | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 新庄市大字金沢字大路上2034番地<br>山形県最上教育事務所 | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 米沢市金池三丁目1番55号<br>米沢市教育研究所       | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書       |
| 長井市高野町二丁目3番1号<br>山形県置賜教育事務所     | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |

|                                               |                                         |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 鶴岡市文園町 1 番 8 号<br>鶴岡市教育研修所                    | 小学校用、中学校用、高等学校用並びに<br>盲学校、聾学校及び養護学校用教科書 |
| 酒田市中央西町 2 番59号<br>酒田市総合文化センター内<br>酒田市理科教育センター | 小学校用、中学校用並びに盲学校、聾学<br>校及び養護学校用教科書       |

平成17年5月20日印刷  
平成17年5月20日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056